

1月 児童館 ガイド

★は申込制		
【大謝名】児童センター TEL・FAX897-4117		
9土	ムービー大会・お正月遊び	13:00~15:00
18月	マンカラ大会	15:30~16:30
28木	スポーツ大会	15:30~16:30
【赤道】児童センター TEL・FAX892-3397		
22金	おりがみ教室	15:30~17:00
27水	人権カルタ	16:00~17:00
【大山】児童センター TEL・FAX890-0015		
18月	お正月遊び	16:00~17:00
【新城】児童センター TEL・FAX892-8888		
15金	人権擁護教室	16:00~17:00
27水	軽スポーツ	16:00~17:00
28木~30土	あらくすく月1会	15:30~17:00
【我如古】児童センター TEL・FAX897-6767		
8金	折り紙教室	15:30~16:30
15金	新年かるた大会	15:30~17:30
23土	バドミントン大会	14:00~16:00
【長田】児童館 TEL・FAX892-3330		
8金	お正月遊び	15:30~17:00
15金	けん玉検定	16:00~17:00



移動児童館じゃんけんぽん 1月

時間 14:00-17:00	
宜野湾公民館 18(月)	嘉数公民館 7(木)/21(木)
真志喜公民館 25(月)	野嵩1区公民館 14(木)/28(木)
真栄原公民館 6(水)/20(水)	我如古公民館 29(金)
嘉数ハイツ公民館 13(水)	普天間3区公民館 8(金)/22(金)
野嵩3区公民館 27(水)	普天間1区公民館 15(金)

※スケジュールが急きょ変更になる場合があります。予めご了承ください。

☎ 赤道児童センター ☎892-3397

放課後クラブ(学童クラブ)の利用料の一部を助成します!

宜野湾市では、放課後児童クラブを利用している児童の世帯(市税非課税世帯等)の経済的負担を軽減することを目的に、助成対象となる世帯に対して、一部助成を行います。

対象者 宜野湾市に住所があり、放課後児童クラブを利用している児童の保護者で次に該当する世帯が対象となります。

- ①児童扶養手当または母子および父子家庭等医療費助成受給者
 - ②生活保護を受けている世帯
 - ③市町村民税非課税世帯
 - ④市町村民税の所得割が48,600円未満の世帯(本市の保育料第3階層に相当する世帯)
 - ⑤その他、市長が認める世帯
- ※③、④に関して、各年度4・5月は前年度の課税(非課税)状況を、6月~3月は当該年度の状況により決定します。

助成金 放課後児童クラブの利用児童1人につき、平成31年4月利用分以降で、支払った1月あたりの利用料から5,000円を控除した額を対象とし、①~③は5,000円を上限に、④、⑤は3,000円を上限に助成します。

※助成金の対象となるもの(利用料+おやつ代)。
 ※入会金、傷害保険料、延長保育料、行事費、教材費その他の保護者負担金は除く。
申請方法 以下の書類等を持参し、宜野湾市役所こども企画課の窓口にて申請してください。利用後、複数月分をまとめて申請可能です。(助成金は口座に振り込みます。)

- ①申請書(窓口を設置またはHPでダウンロードすることができます)
- ②利用料を支払ったことを証明する書類(領収証、月謝袋の原本等)
- ③印鑑(シャチハタ不可)
- ④通帳またはキャッシュカードの写し

受付時間 8:30~11:45、13:00~17:00(土日、祝日は除く)

☎ 問合せ こども企画課 内線461

今こそ健診! からだのcheckは受けなきゃ損!!

本市の健診受診率は、3人に1人の割合とまだまだ低い状況となっています。生活習慣病のほとんどは、自覚症状はありません。特定健診を受けて、早めに病気や合併症のリスクを発見しましょう。

宜野湾市の特定健診受診率等の推移

	H29	H30	H31
宜野湾市受診率	34.2%	34.0%	33.1%
未受診者数(人)	9,573	9,375	9,418
受診者数(人)	4,965	4,824	4,670
沖縄県受診率	39.1%	39.3%	39.3%



~特定健診って、お得!~

- ・費用は0円(約7,000円分を市が全額補助します)。
 - ・生活習慣病や合併症のリスクを発見できる。
 - ・リスクに応じたアドバイスを専門家から無料で受けられる。
 - ・医療機関または保健相談センター(集団健診)に電話で申し込むだけ。
- ※集団健診会場では、感染症対策による安全な健診を実施しています。

☎ 保健相談センター ☎898-5583

母子保健推進員募集

お母さんと赤ちゃんが安心して暮らせるようサポートする「母子保健推進員」を募集しています。

対象 市内在住で、子どもが好きな方 **募集地域** 嘉数ハイツ・愛知・真志喜
任期 委嘱日~令和4年3月まで出来る方(継続有)

活動内容

- ①市の母子保健事業でのお手伝い
 - ②毎月の定例会出席など
 - ③健診未受診宅への訪問による勧奨
 - ④こんにちは赤ちゃん事業の訪問活動
- 活動日** ①②あわせて月1-3回程度(調整可)、③④はご自身の時間内で調整可

☎ 保健相談センター ☎898-5583

「ウォーキングday」

~みんなで歩いて脂肪燃焼~

日時 1月の毎週月曜日 9:00~

※11日は公休日のためお休みです

集合場所 いこいの市民パーク
 管理事務所近く東屋

対象 市内在住で運動制限のない方
内容 ストレッチ、美らがんじゅう体操、1時間程度(約4km)のウォーキング

※受付不要

※運動前の体調確認、十分な距離の確保等、新型コロナ感染防止対策を行った上で実施しています。

※帽子、日傘、飲み物を持参ください。
 ※荒天の場合は、中止します。

☎ 保健相談センター ☎898-5583

フィットネス教室

日時 ①1/6(水) 10:00~11:00
 ②1/22(金) 14:00~15:00

場所 保健相談センター2階ホール

対象 市内在住で運動制限のない方

定員 12人(定員に達し次第締切)

参加費 無料(事前予約)

持ち物 動きやすい服装、飲み物、室内シューズ

※予約期間は開催日1週間前から前日まで

※来所時のマスク着用、手指消毒の実施、事前の体調確認など、ご協力をお願いします。

その他詳しい留意点などは市ホームページをご確認ください。

☎ 保健相談センター ☎898-5583

1月健康カレンダー

母子関係の健診・教室(場所:保健相談センター)		受付時間
乳児一般健診	31日(日)	9:00~11:00 13:00~14:45
1歳6カ月児健診	7日(木)・14日(木)・20日(水)・21日(木)	13:15~14:50
3歳児健診	6日(水)・13日(水)・27日(水)	13:15~14:50
ふたば母子健康相談	5日(火)・19日(火)	9:30~10:30
マンマン教室(離乳食教室)	29日(金)	13:30~
のびっこ教室	26日(火)	時間等はお問い合わせください

健康相談		受付時間
保健相談センター	毎週 火・水曜日(祝日を除く)	9:00~11:00
	毎週 月・火・金曜日(祝日を除く)	13:00~15:00

詳しくは市ホームページをご確認ください▶



おむつ代の医療費控除の証明書発行について

介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市県民税の申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、宜野湾市が発行する「証明書」を使用することができます。

対象者 次の条件をすべて満たしている方

①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方
 ※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。証明書(様式)は税務課にあります。

②主治医意見書が、おむつを使用した年に作成されていること
 ※現在受けている要介護認定の有効期間が13カ月以上であり、おむつを使用した年に主治医意見書が作成されていない場合は、おむつを使用した前年、またはその前々年に作成された主治医意見書を使用することができます。

③主治医意見書で、寝たきり状態(寝たきり度B1~C2)にあり、尿失禁発生の可能性があることを確認できる方

申請方法 介護長寿課窓口にて、申請書に必要事項を記入・捺印のうえ、介護保険被保険者証を添えて申請してください。

※申請者(窓口に来所する方)の印鑑・身分証明書が必要です。

証明書発行手数料 1件あたり300円

☎ 介護長寿課 認定給付係 内線169-193

障害者控除対象者認定書の申請について

市では、障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)を持っていない65歳以上の要介護・要支援認定者からの申請に対し、一定の要件に該当する方を障害者に準ずるものとして、「障害者控除対象者認定書」を交付します。(市県民税等の申告の際、この認定書を提示することにより、障害者控除を受けられる場合があります。)

対象者(総合事業対象者は該当しません)

税控除を必要とする年度の前年の12月31日時点(死亡されている方に関しては死亡日時点)に、要介護・要支援認定を受けている方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていない65歳以上の要介護等認定者。

※この認定書は市県民税・所得税の控除を受けるためのものであり、障害者手帳の代わりとなるものではありませんので、ご注意ください。

控除の区分

- ①障害者控除(主治医意見書の内容において、障害高齢者自立度がAまたは認知症高齢者自立度がII)。
- ②特別障害者控除(主治医意見書の内容において、障害高齢者自立度がB、Cまたは認知症高齢者自立度がIII、IV、M)。

申請方法

介護長寿課窓口にて介護保険被保険者証と窓口に来られる方の印鑑を持参し、本人または家族の方で申請してください。(家族の方が申請される場合には、本人の同意書が必要となります。なお、申請は毎年度必要となります。)

☎ 介護長寿課 内線169-193

「認知症サポーター養成講座」受講生募集

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気で、認知症高齢者とその予備軍を含めると、高齢者の4人に1人は何らかの認知症の症状があるとされ、その数は増加の一途をたどるといわれています。

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりには市民一人ひとりの認知症に関する正しい理解が必要です。本講座では認知症について正しく理解し、地域で認知症の方やその家族を支えていくにはどうしたら良いかを学びます。

日時 令和3/1/22(金) 14:00~15:30(受付13:30~)

場所 中央公民館3階 第一研修室 **対象** 市内在住または、在勤・在学の方
定員 10人(定員に達し次第締切) **参加費** 無料 **持ち物** 筆記用具

申込期間 12/1(火)~令和3/1/15(金)

内容 ①認知症とは ②認知症の種類・原因・症状・治療
 ③認知症の方への対応の仕方 ④認知症サポーターの役割など

※来場時のマスクの着用、手指消毒の実施、事前の体調確認など、ご協力をお願いします。

☎ 介護長寿課 内線207-529